平成２２年（フ）第２１号
北海道空知郡奈井江町高島２区　鈴木セツ方
債務者　鈴木　一弘
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
北海道滝川市滝の川町東２丁目16番３―1030号　滝の川団地
債務者　江蔵　和枝
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
北海道滝川市滝の川町西３丁目３番２―224号　見晴団地
債務者　小田桐信夫
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
北海道芦別市上芦別町210番地
債務者　蒔苗　英人
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
北海道砂川市西１条北６丁目１番１号
債務者　富田　直路
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
北海道空知郡奈井江町字奈井江748番地96
債務者　西野　　徹
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
北海道空知郡奈井江町字奈江原野2028番地１
債務者　藤井　　弘
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
北海道芦別市本町38番地　緑ケ丘団地２号棟63号
債務者　松平　京子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
埼玉県鳩ケ谷市南５丁目28番８号　新井方
債務者　昆　　久
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
埼玉県川越市霞ヶ関東５丁目22番地８　パークサイド霞101号室
債務者　岩渕　明子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１６５号
埼玉県川越市神明町49番地１　川越神明町団地４号棟403号室
債務者　布施川昌美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８７号
埼玉県坂戸市西坂戸３丁目21番21号
債務者　野邉　秀和
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８０号
埼玉県本庄市朝日町２丁目12番５号　エムハイツ朝日202
債務者　角田　正子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１０号
埼玉県深谷市宿根185番地３　秋池タウンＧ号棟
債務者　須賀　英之
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１２号
埼玉県本庄市児玉町吉田林35番地１　フォレストパークⅡ―204号
債務者　高木みつよ
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１８号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪934番地17
債務者　渡邊真理子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４１号
千葉県富里市立沢新田48番地611、申立時の住所千葉県富里市立沢1005番地６
債務者　田村　賢司
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部